

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施団体	①実績報告書・自己評価報告書提出 【モデル事業実施団体】 【基盤整備事業受託事業者】が作成・提出する。					
東京都	②調査・基礎データ収集 【モデル事業実施団体】に対する現地調査・ヒアリング 【基盤整備事業】実施状況の確認			③都の成果目標に対する自己評価 新しい公共支援事業全体の成果目標の達成状況等支援事業の成果をとりまとめ、自己評価する。		●市民向け報告会開催（8月1日） ●事業実績集の配布
運営委員会				④第9回運営委員会【第三者評価】	⑤第10回運営委員会【最終報告】（7月11日）	⑥公表（内閣府への報告書と同一内容）
国（内閣府）					⑤●報告書提出	基金条例終了 9月30日 その後、国への精算業務

評価の流れ

- ① **実績報告・自己評価報告書提出（事業実施団体⇒都⇒運営委員会）** [新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（内閣府策定）]11-1, 12-1(1)
事業実施団体は、事業終了後、事業に係る「実績報告書」及び「自己評価報告書」を東京都へ提出する。東京都は報告書を運営委員会へ提出する。
- ② **調査・基礎データ収集（都⇒運営委員会）** [ガイドライン] 11-2
東京都は、モデル事業実施事業者に対して現地調査・ヒアリングを行い、事業の取組み、成果目標達成状況等を確認し、評価のための基礎データを取りまとめる。
- ③ **都の成果目標に対する評価（都⇒運営委員会）** [ガイドライン] 12-1(1)
東京都は、「新しい公共支援事業事業計画」で定めた各支援事業の成果目標の達成状況等、支援事業の成果を自己評価し、運営委員会へ報告する。
- ④ **第9回運営委員会【第三者評価】** [ガイドライン] 12-1(2)
運営委員会は、上記①、②及び③に基づき、各事業の評価を行う。
- ⑤ **第10回運営委員会【最終報告】（運営委員会⇒都）** [ガイドライン] 12-2
運営委員会は、評価結果をとりまとめ、最終報告書を東京都に提出する。東京都は最終報告書を内閣府へ提出する。
- ⑥ **公表** [ガイドライン] 12-2
東京都は、内閣府へ提出した報告書を市民等へ公表する。